

## ふくやま環境賞実施要綱

### （目的）

第1条 地球温暖化防止活動及び3R推進活動など環境にやさしい取組を実施する個人又は団体に対して表彰し、その活動をより一層発展させることを目的とする。

### （表彰の種類）

第2条 表彰の種類は、「ふくやま環境賞」と「ふくやま環境賞大賞」とする。

（1）「ふくやま環境賞」は、応募されたもののうち、環境にやさしい活動に積極的に取り組み、市民の環境意識の向上に寄与するものを表彰する。

（2）「ふくやま環境賞大賞」は、応募されたもののうち、環境にやさしい活動に積極的に取り組み、市民の環境意識の向上に特に寄与するものを表彰する。

### （表彰の対象）

第3条 表彰の対象は、次のとおりとする。

（1）市内で活動する団体、事業者及び個人とし自薦、他薦を問わない。

（2）対象となる活動は、次の各号に掲げるものとし、環境保全につながる活動、普及啓発、技術・商品開発等を行っているものを対象とする。

ア 再生可能エネルギーの活用や省エネルギーの推進、熱中症対策を含む気候変動による影響への適応など、地球温暖化対策に係る活動

イ ごみの発生抑制、再使用及びリサイクルの3R推進活動

ウ 生物多様性の保全や森林、河川等の保全等に係る活動

エ 環境学習・環境教育または、環境に関する普及・啓発活動

オ 自治会(町内会)等が管理するごみステーションを適正に維持管理し、ごみ分別の推進など他のごみステーションの模範となる活動

カ 道路や河川などの公共の場の自主的な環境美化活動

※但し、市や他の団体等が主催する清掃活動への参加や、地域の除草、側溝清掃等（有償含む）の活動を除く

（3）対象となる活動の期間は、次の各項に掲げるものとする。

ア～オの活動は、概ね3年以上の活動期間であること。

カの活動は、概ね3年以上の活動期間かつ月2回程度の活動であること。

※但し、カの活動期間については、特に顕著な功績なものはこの限りではない。

### （応募の方法）

第4条 ふくやま環境賞に応募するときは、「ふくやま環境賞応募（推薦）用紙」に必要事項を記入し、事務局に提出するものとする。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、表彰状等を授与して行う。

(審査委員及び被表彰者の決定)

第6条 ふくやま環境賞の審査委員は、福山市及び福山市が指定する団体から選出された者とし、審査会において功績が顕著であると認められる者を被表彰者に決定する。

(審査基準)

第7条 ふくやま環境賞の審査基準は、次のとおりとする。

- (1) 実績
- (2) 効果
- (3) 独創性
- (4) 計画性
- (5) 継続性
- (6) その他必要と認める事項

(事務局)

第8条 表彰に関する事務は、経済環境局環境部環境総務課において行う。

附 則

この要綱は、2008年（平成20年）11月1日から施行する。

|              |        |      |
|--------------|--------|------|
| 2009年（平成21年） | 7月 8日  | 一部改正 |
| 2010年（平成22年） | 9月 1日  | 一部改正 |
| 2012年（平成24年） | 9月 1日  | 一部改正 |
| 2014年（平成26年） | 9月12日  | 一部改正 |
| 2016年（平成28年） | 8月25日  | 一部改正 |
| 2017年（平成29年） | 7月 4日  | 一部改正 |
| 2018年（平成30年） | 9月 7日  | 一部改正 |
| 2020年（令和 2年） | 8月25日  | 一部改正 |
| 2022年（令和 4年） | 10月17日 | 一部改正 |
| 2025年（令和 7年） | 11月28日 | 一部改正 |